

みんな笑顔 伊勢の元気く

健康づくり通信

申し込み・問い合わせ (8時30分～17時15分)

健康課(中央保健センター)

〔八日市場町・福祉健康センター内〕

(☎27-2435 FAX 21-0683)

参加費などの記載のないものは無料

日本脳炎定期予防接種を受けましょう

日本脳炎は蚊が媒介する病気です。ウイルスに感染しても症状が現れずに経過する場合があります。発症した場合は20～40%が死に至る病気です。ワクチンを接種することで罹患率を75～95%減らすことができますので、接種対象年齢の人は予防接種をぜひ受けてください。

日本脳炎予防接種は、1期(3回)と2期(1回)の合計4回の接種です。接種対象年齢など詳しくは、市のホームページ、または「広報いせ」5月1日号・9ページをご覧ください。

乳がん集団検診の追加募集

定員に満たなかった日程を再度募集します。

とき・ところ・定員 11ページのとおり

対象 市内に住所を有する30歳以上の人(1年度に1回のみ)

検診内容 乳がん検診(マンモグラフィ)

料金 1600円(満70歳以上の人は無料)

持ち物 バスタオル、健康手帳(持っている人)、乳がん無料クーポン券(持っている人)

申し込み 7月16日(火)・8時30分から、検診名・検診日時

シリーズ消費生活

教えて相談員さん!!



伊勢市消費生活センター

(☎21-5717 FAX 22-5014)

予算額 865万2千円 (うち県補助 10万円)

消費者契約法が改正されました

消費者契約法は、事業者との契約において消費者の利益を守るため、不当な勧誘による契約の取り消しと不当な契約条項の無効などを規定した法律です。今回、消費者契約に関する最近の被害事例などを踏まえた改正が行われました。

今回の改正で「契約を取り消しできる不当な勧誘(セールス)行為」に追加された内容を紹介いたします。

①不安をあおるようなことを言う



②断りづらい人間関係を利用する



③重度の認知症などで判断力が低下していることを知っていて契約させる



④縁起や方角が悪いなどと言って不安にさせ契約させる(靈感商法)



⑤頼んでいないのに、先に仕事をしてしまう



また、セールス時に重要な事項について消費者の得になることだけを言って損になることを言わない「不利益事実の不告知」の適用条件が、故意に告げなかった場合に加え、重大な過失の場合も対象となり、契約の取り消しができるようになりました。

例)「日当たり良好」と説明されマンションを買ったが、契約直後に隣地に別のマンションが建設され日陰になった。

さらに、契約書に書かれていても無効となる不当な契約条項に、

①消費者の後見などを理由とする解除条項

例)「賃借人(消費者)が成年被後見人になった場合、賃貸人(事業者)は直ちに賃貸契約を解除できる」

②事業者が自分の責任を自ら決める条項

例)「当社が過失のあることを認めた場合に限り、損害賠償責任を負う」

などが追加になりました。

改正法が適用されるのは、令和元年6月15日以降の契約からです。

契約上のトラブルに遭ったら **あきらめずに消費生活センターに相談を!!**